

議案第 5 6 号

専決処分の承認について（令和 6 年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次））

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

岬町長 田 代 堯

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）

（別紙のとおり）

（理 由）

令和5年度岬町国民健康保険特別会計決算（見込）において生じた歳入不足額を令和6年度岬町国民健康保険特別会計歳入により補填するため、前年度繰上充用金に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年5月31日専決

岬町長 田 代 堯

令和 6 年 度

国民健康保険特別会計補正予算書

(第 1 次)

大阪府泉南郡岬町

令和 6 年度大阪府泉南郡岬町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）

令和 6 年度大阪府泉南郡岬町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 5, 1 4 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 3 8 1, 3 3 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 5 月 3 1 日専決

大阪府泉南郡岬町長 田 代 堯

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険料	397,066	25,146	422,212
	1 国民健康保険料	397,066	25,146	422,212
歳 入 合 計		2,356,190	25,146	2,381,336

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15	前年度繰上充用金	千円 0	千円 25, 146	千円 25, 146
	1 前年度繰上充用金	0	25, 146	25, 146
歳 出 合 計		2, 356, 190	25, 146	2, 381, 336

1 総括
(歳入)

4

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

1 款 国民健康保険料

25,146千円

1 項 国民健康保険料

25,146千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般被保険者国民健康保険料	千円 396,873	千円 25,146	千円 422,019
計	397,066	25,146	422,212

節		説	明
区 分	金 額		
1 医療給付費分 現年分	千円 25,146	保険年金課 医療給付費分現年分	千円 25,146

3 歳 出

1 5 款 前年度繰上充用金

25,146千円

1 項 前年度繰上充用金

25,146千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 前年度繰上 充用金	千円 0	千円 25,146	千円 25,146	千円	千円	千円	千円 25,146
計	0	25,146	25,146	0	0	0	25,146

節		説 明
区 分	金 額	
21 補償、補填及 び賠償金	千円 25,146	保険年金課 前年度繰上充用金 千円 25,146